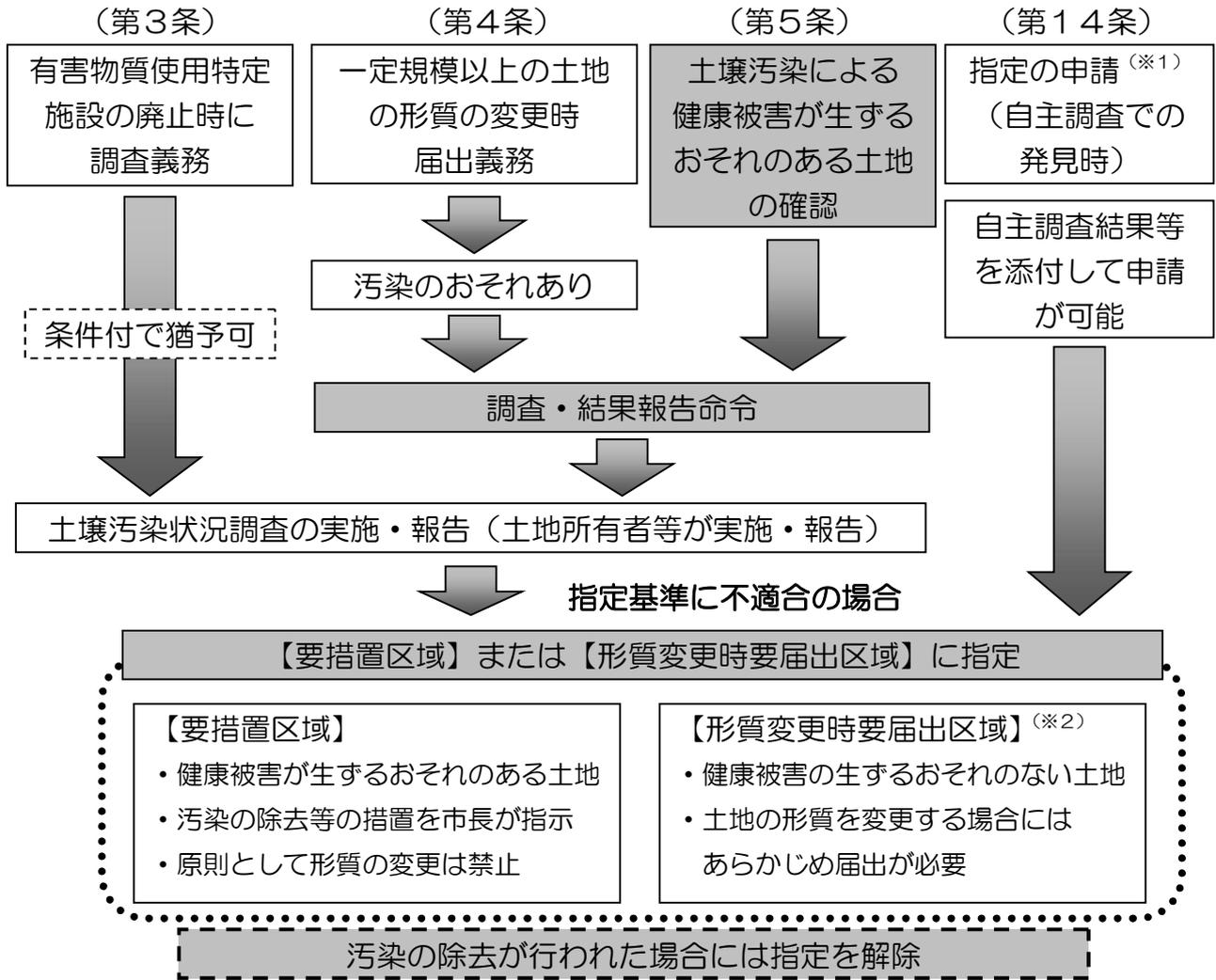


土壌汚染対策法の概要



(第4条) 一定規模以上の土地の形質の変更時の届出の留意点

- 工事着手日の30日前までに、所定の様式により届出
- 添付書類：裏面を参照
- 一定規模以上の土地の形質の変更に該当するかは、土壌の掘削面積と盛土面積の合計が3,000m² (有害物質使用特定施設のある工場・事業場敷地では900m²) 以上かどうかで判断
- 以下の全てに該当する場合は、届出対象外
 - ① 形質変更の区域外へ土壌を搬出しない
 - ② 形質の変更に伴い周辺への土壌の飛散・流出が生じない
 - ③ 土地の形質変更の深さで50cmを超える地点がない
- 営農行為等は届出対象外

(※1) 法第4条に係る手続きの前に自主的な申請をすることで、調査に係る自主的なスケジュール管理 (期間短縮等) が可能となる場合があります。詳細はご相談ください。

(※2) 形質変更時要届出区域に指定される際に、一定条件を満たせば、土地の形質変更の制限が緩和される自然由来特例区域・埋立地管理区域等に指定される場合があります。詳細はご相談ください。

問い合わせ先：倉敷市環境政策課 086-426-3391

土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出書チェックリスト

届出書（法定様式）	
1 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）	必須
添付書類	
2 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面	
(1) 周辺地図（尺度が2,500分の1～15,000分の1程度）	必須
(2) 平面図、立面図、断面図 ア 平面図に方角、掘削部分及び盛土部分の別を明示してください。 イ 土地の地番及び形質変更範囲を明示してください。 ※「(3) 公図の写し」で代用可能です。 ウ 掘削部分の最深部深さの位置及び深さを明示してください。 エ 地先道路及び地先水路の形質変更がある場合は記載してください。	必須
(3) 公図の写し（土地の地番及び形質変更範囲を明示してください。）	任意
3 土地の所有者等の所在が明らかとなる書面	
(1) 土地の登記事項証明書（登記情報提供サービスで取得した登記情報でも可）	必須
(2) 土地の所有者等の一覧表（参考様式） ※地番が多い場合は法手続きがスムーズとなります。	任意
4 追加書類（土地の所有者等が届出者でなく、登記名義人でもない場合や登記名義人の情報が更新されていない場合に必要です。）	
(1) 登記名義人が転居している場合：登記名義人による申立書又は住民票など	場合に より 必須
(2) 売買や相続などで所有権が移転している場合：新たな所有者による申立書又は売買契約書など	
(3) 土地の所有者等が管理者又は占有者である場合：管理者等による申立書又は土地の管理者又は占有者であることを明らかにする書類など（参考様式）申立書）	
5 その他	
(1) 土壌汚染状況調査結果報告書（様式第七）、土壌汚染状況調査結果 ※既存の調査結果を4条2項で提出する場合に必要です。 ※土壌汚染状況調査の実施及び提出について、土地の所有者等の全員の同意書（任意様式）が必要です。	任意
(2) 特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するための参考資料	任意
メモ欄	

届出書等への押印を省略する場合は、本人確認を行います。右のQRコードより注意事項を確認してください。

（QRコードのURL）

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011733/1014792/1003573.html>

